

懲戒に関する規則について

宮城県富谷高等学校

生徒による問題行動があり、生徒指導上の必要があると認められる場合、県立高等学校学則（昭和25年宮城県教育委員会規則33号）第23条の規定にもとづき、懲戒に関する規則による特別指導及び懲戒処分を行う。

1. 特別指導について

(1) 特別指導は嚴重注意及び謹慎とする。

(2) 対象となる問題行動について

- ① 法律等に関わる問題行動
- ② 社会規範等に関わる問題行動
- ③ 校則等に関わる問題行動

(3) 嚴重注意について

- ① 嚴重注意は、問題行動をよく認識させ、改善を促し、学校生活に取り組む姿勢を正すものとする。
- ② 嚴重注意のうち校長説諭は、保護者同席のもと行う。ただし、生徒指導部長または学年主任説諭はこの限りではない。

(4) 謹慎について

- ① 謹慎は、家庭または学校において問題行動を深く認識し、問題行動を起こすに至った自己を捉え直し、今後に向けての自己の在り方を確立させるものとする。
- ② 謹慎中は、原則として保護者が在宅するものとする。ただし、状況に応じて登校謹慎（別室登校）にする場合もある。
- ③ 謹慎中は、日課表の作成、課題作文、教科の学習をするものとする。
- ④ 申し渡しの手順
 - (ア) 校長、教頭、生徒指導部長、当該学年主任、担任が出席して行う。
 - (イ) 保護者同席のもと、生徒指導部長が事実確認を行う。
 - (ウ) その事実確認について、本人及び保護者に弁明の機会を与える。
 - (エ) 以上をふまえて校長が特別指導を申し渡す。

(5) その他

- ① この特別指導期間は出席扱いとし、諸公簿にその記録を残さないものとする。
- ② 授業についても出席扱いとする。
- ③ 考査については別室受験扱いとする。

2. 懲戒処分について

- (1) 懲戒は訓告、停学、退学とする。保護者同席のもと、文書により校長が行う（または命ずる）。諸公簿にその理由とともに事実を記録する。
- (2) 訓告は、起こした行為を戒め、注意を喚起するために行う処分である。
- (3) 停学は、生徒が一定期間、学校の施設等を使用する権利を制限する処分である。
- (4) 退学は、生徒の在籍する権利を剥奪する処分である。
- (5) 申し渡しの手順は、特別指導の手順に準ずるものとする。